

議事日程 (第3号)

平成29年 9月28日 午前10時00分開会

- 日程第 1 認定第 1 号 平成28年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 2 号 平成28年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 3 号 平成28年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4 号 平成28年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 平成28年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 平成28年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 7 号 平成28年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 8 号 平成28年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 9 号 平成28年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第10 認定第10号 平成28年度中間市病院事業会計決算認定について
(日程第1～日程第10 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 第32号議案 中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第33号議案 中間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例
(日程第11～日程第12 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第13 第35号議案 中間市道路線の認定について
- 日程第14 第36号議案 中間市道路線の変更について
(日程第13～日程第14 委員長報告・質疑・討論・採決)

- 日程第15 第37号議案 庁舎本館耐震補強工事変更契約について
(日程第15 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第16 第38号議案 平成29年度中間市一般会計予算
- 日程第17 第39号議案 平成29年度中間市特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第18 第40号議案 平成29年度中間市住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第19 第41号議案 平成29年度中間市地域下水道事業特別会計予算
- 日程第20 第42号議案 平成29年度中間市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第21 第43号議案 平成29年度中間市公共用地先行取得特別会計予算
- 日程第22 第44号議案 平成29年度中間市介護保険事業特別会計予算
- 日程第23 第45号議案 平成29年度中間市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 第46号議案 平成29年度中間市水道事業会計予算
- 日程第25 第47号議案 平成29年度中間市病院事業会計予算
(日程第16～日程第25 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第26 意見書案 オスプレイの国内での飛行停止を求める意見書
第8号
(日程第26 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第27 意見書案 「ふるさと納税制度」の廃止を求める意見書
第9号
(日程第27 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第28 意見書案 核兵器禁止条約に世界最初の被爆国として条約参加を
第10号 求める意見書
(日程第28 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第29 意見書案 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を
第11号 求める意見書
- 日程第30 意見書案 小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援
第12号 を求める意見書
(日程第29～日程第30 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第31 決議案第1号 「部落差別撤廃」に関する緊急決議
(日程第31 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第32 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (17名)

1 番	植本 種實君	2 番	小林 信一君
3 番	堀田 克也君	4 番	柴田 芳信君
5 番	田口 澄雄君	6 番	田中多輝子君
7 番	掛田るみ子君	8 番	草場 満彦君
9 番	中尾 淳子君	10 番	山本 慎悟君
11 番	安田 明美君	12 番	梅澤 恭徳君
13 番	柴田 広辞君	14 番	中野 勝寛君
15 番	井上 太一君	16 番	米満 一彦君
17 番	下川 俊秀君		

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	福田 浩君	副市長	………	後藤 哲治君
総務部長	………	園田 孝君	総合政策部長	………	佐伯 道雄君
市民部長	………	小南 敏夫君	保健福祉部長	………	石田 浩君
建設産業部長	………	間野多喜治君	教育部長	………	田中 英敏君
環境上下水道部長	………			………	久野 裕彦君
市立病院事務長	………	貞末 孝光君	消防長	………	三船 時彦君
総務課長	………	後藤 謙治君	財政課長	………	田代 謙介君
企画政策課長	………	蔵元 洋一君			
人権男女共同参画課長	………			………	蛙田 由美君
健康増進課長	………	岩河内弘子君	介護保険課長	………	冷牟田 均君
土木管理課長	………	藤田 晃君	教育総務課長	………	村上 智裕君
上水道課長	………	井上 一君	下水道課長	………	岩切 伸一君
市立病院課長	………	末廣 勝彦君			

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書記	谷山 隆二君
書記	熊谷 浩二君	書記	池田 恭君

午前9時59分開議

○議長（下川 俊秀君）

おはようございます。ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 認定第 1号

日程第 2. 認定第 2号

日程第 3. 認定第 3号

日程第 4. 認定第 4号

日程第 5. 認定第 5号

日程第 6. 認定第 6号

日程第 7. 認定第 7号

日程第 8. 認定第 8号

日程第 9. 認定第 9号

日程第10. 認定第10号

○議長（下川 俊秀君）

これより日程第1、認定第1号から日程第10、認定第10号までの平成28年度各会計決算認定10件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分、及び認定第6号について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、認定第1号平成28年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

まず、歳入歳出差引額は、4億3,040万円の黒字決算となっております。また、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支については9億7,690万円の赤字、単年度収支においては8,940万円の黒字となっております。

歳入に関しましては、地方交付税の収入済額は53億1,250万円で、前年度と比較して1億7,490万円、率にして3.2%の減額となっております。地方交付税を補完している臨時財政対策債の借入額は4億8,310万円で、前年度と比較して1億2,910万円、率にして21.1%の大幅な減額となっております。地方消費税交付金の収入済額は6億7,350万円で、前年度と比較して9,750万円、率にして12.6%の減額とな

っております。地方創生に関する国庫補助金の収入済額としては、推進交付金50万円、加速化交付金4,050万円となっております。また、ふるさと納税を含む寄附金の収入済額は2,120万円で、前年度と比較して1,960万円の大幅な増額となっております。なお、市債の借入額は10億1,660万円で、エアコン設置事業に係る学校教育施設整備事業債等の借り入れがあった前年度と比較すると、2億3,060万円、率にして18.5%の減額となっております。

歳出に関しましては、人事院勧告に準じ、期末勤勉手当の支給率を引き上げたこと等により、人件費は前年度と比較して1億4,190万円の増額となっております。また、地方債残高の減少に伴い、公債費は前年度と比較して7,430万円の減額となっております。

平成28年度末における基金残高は、前年度から9億2,300万円と大幅に減額して25億2,770万円となっております。一方、地方債残高は、前年度から8億630万円減額して135億1,690万円となっており、12年連続の減少となっております。

最後に、主な財政指標でございますが、資金繰りの危険度を示す実質公債費比率は前年度から0.2ポイント改善して14.3%に、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す将来負担比率は2.4ポイント悪化して74%に、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は3.8ポイント悪化して99.4%となっております。

討論において、委員から「親の介護などやむを得ない事情でも駐車違反になったという話を聞くので、行政としても対応を考えてもらいたい」、「学力テストを全学年で行っているが、点数だけを競わせるような手法はやめるべきではないか」との意見がありました。

次に、認定第6号平成28年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、平成28年度も新たな用地の取得はなく、収入支出とも生じておりません。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、認定第1号は賛成多数で、認定第6号は全員賛成で原案どおり認定すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに認定第2号、認定第3号、認定第7号、認定第8号、認定第10号の各会計、歳入歳出決算について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、認定第1号平成28年度中間市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、申し

上げます。

まず、歳入につきましては、市税収入決算額は39億8,070万円で、前年度より1,440万円の増収となっております。

その主な要因として、個人市民税、法人市民税は、景気の影響等により、計2,090万円の減収となりましたが、固定資産税及び都市計画税が、新築家屋及び償却資産の増額等により、3,140万円の増収となったことによるものです。

次に、歳出について主なものを申し上げます。

総務費では、固定資産評価替えに伴う標準宅地鑑定評価業務委託料1,200万円、土地家屋台帳システム導入委託料730万円でございます。

民生費の決算額は86億5,910万円で、前年度より1億670万円の増額となっております。

各項目別でご説明いたしますと、まず、社会福祉費42億2,280万円の主なものは、特別会計国民健康保険事業繰出金6億4,380万円、後期高齢者医療制度給付費負担金6億3,660万円、介護保険事業特別会計繰出金6億9,310万円でございます。

次に、児童福祉費20億2,380万円の主なものは、子ども・子育て支援費7億7,540万円、児童手当、児童扶養手当9億3,800万円でございます。

次に、生活保護費24億620万円の主なものは、扶助費22億6,760万円でございます。

次に、衛生費のうち予防費1億7,810万円の主なものは、各種予防接種委託料9,750万円、健康診査等の各種健診等委託料4,970万円でございます。

討論において、委員から「個人番号カードは多くの情報が集積されており、紛失すれば情報が流出する危険性が高く、マイナンバー制度は廃止してほしい」また、「特定の地区で解放学級や中学生勉強会などが実施されているが、国の同和対策事業はすでに終結していることから、全ての地区で実施すべきである」などの意見がありました。

次に、特別会計について申し上げます。

初めに、認定第2号平成28年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定につきまして申し上げます。

歳入決算額は65億6,530万円、歳出決算額は78億140万円で、歳入歳出差引額は12億3,600万円の赤字となっておりますが、単年度決算におきましては、1億4,000万円の法定外繰入を行ったことにより、520万円の黒字決算となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税9億350万円、国庫支出金16億370万円、前期高齢者交付金14億450万円、共同事業交付金15億1,110万円、繰入金6億4,380万円でございます。

歳出の主なものは、保険給付費39億4,790万円、後期高齢者支援金等6億

6,980万円でございます。

討論において、委員から「子どもの医療費を中学3年生まで無料にすべきである」また、「国保の加入者は、失業者、年金生活者等の低所得者が多いことから、国庫負担を増額すべきである」などの意見がありました。

次に、認定第3号平成28年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は、貸付金元利収入等1,740万円、歳出決算額は、繰上充用金等3億6,590万円で、差引歳入不足額は3億4,850万円でございますが、単年度収支では1,620万円の黒字となっております。

次に、認定第7号平成28年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は48億3,250万円、歳出決算額は46億8,360万円で、歳入歳出差引額1億4,880万円の黒字でございます。

歳入の主なものは、介護保険料9億9,510万円、国庫支出金11億3,550万円、支払基金交付金12億2,570万円、県支出金6億5,390万円、繰入金6億9,310万円でございます。

歳出の主なものは、保険給付費43億1,030万円でございます。

前年度に比べ保険給付費が減少した要因は、介護報酬の減額改定や特別養護老人ホームの入所基準が要介護3以上となったものでございます。

また、サービス事業勘定では、前年度繰越金を含め、歳入決算額は5,480万円、歳出決算額は4,440万円で、歳入歳出差引額1,040万円の黒字でございます。

討論において、委員から「要支援1・2の方の通所介護、訪問介護を専門知識等を持たない無資格者が行うことには反対である」などの意見がありました。

次に、認定第8号平成28年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして申し上げます。

歳入決算額は7億6,200万円、歳出決算額は7億4,300万円で、歳入歳出差引額1,900万円の黒字でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料5億6,300万円、繰入金1億8,040万円でございます。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金7億4,070万円です。

黒字となった要因は、出納整理期間に納付された保険料を福岡県後期高齢者医療広域連合が、平成29年度会計で受け入れるためでございます。

討論において、委員から「後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を国民健康保険などから切り離して別枠とした医療制度である。年齢差別の医療制度は廃止し、以前の老人保健制度へ戻すべきである」などの意見がありました。

次に、認定第10号平成28年度中間市病院事業会計決算認定につきまして申し上げます。

収益的収支では、経常収益19億9,560万円に対し、経常費用は19億7,660万円となり、1,890万円の経常利益が計上されております。

また、総収益20億210万円に対し、総費用19億9,310万円となり、単年度収支におきまして、900万円の純利益となっております。

これにより、前年度繰越欠損金2億9,310万円から当年度純利益を差し引きました2億8,410万円が、当年度未処理欠損金となっております。

次に、資本的収支では、収入8,810万円に対し、支出は1億1,960万円となり、差引不足額3,140万円については、繰越損益勘定留保資金等で、全額補てんされております。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、認定第1号、認定第2号、認定第7号、認定第8号は賛成多数で、認定第3号、認定第10号については全員賛成で、原案どおり認定すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分並びに認定第4号、認定第5号、認定第9号について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

まず、認定第1号平成28年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

総経費では、財産管理費において、岩瀬一丁目市有地整備工事他4件において6,650万円、交通安全対策費において、カーブミラー等の交通安全施設等設置工事他10件に1,190万円が支出されております。

衛生費では、遠賀・中間地域広域行政事務組合に、火葬施設、し尿処理施設、じん芥処理施設、組合事務所の負担金として6億7,680万円、岩瀬二丁目地内のり面補修工事に2,870万円、中間市地球温暖化対策実行計画策定に690万円が支出されております。

農林水産業費では、農業振興費として、新鮮市場さくら館の増築工事に3,120万円、それに伴う備品、什器購入に790万円が支出され、さくら館利用者の利便性向上と集客力アップが図られております。

また、農地費として、中底井野（寺田）水路改良工事等に2,550万円が支出されております。

商工費では、住宅リフォーム補助金制度を新設し、830万円が支出されております。

これにより、1億360万円の経済効果があったとのことです。

土木費では、道路橋りょう費におきまして、御座ノ瀬・中ノ谷線バイパス道路新設工事を初めとする道路新設工事18件の工事請負費として1億8,240万円、橋りょう改修工事実施設計業務委託等の委託料として5,700万円、また、市内道路及び側溝の修繕料等の需用費として4,370万円が支出されております。

都市計画費におきましては、屋島公園の遊具改築工事、垣生公園の中央広場芝生化工事等に3,290万円が支出されております。

また、住宅費におきましては、中鶴地区建替事業として、店舗付改良住宅解体工事等に3,920万円、建替事業に伴う土地購入費、移転補償費に7,730万円が支出され、中鶴地区の住環境整備が図られております。

消防費では、老朽化していた救助工作車の更新に1億3,500万円、扇ヶ浦地区の耐震性貯水槽設置工事に930万円、中鶴地区の第二分団格納庫改修工事に240万円が支出されており、消防防災活動の拠点整備が図られております。

討論において、委員から、「御座ノ瀬・中ノ谷線バイパスについては不要とは言わないが、急ぐ必要がないのではないか」との意見がありました。

次に、認定第4号平成28年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成28年度においては、110万円の黒字となっております。

歳入の主なものは、下水道使用料でありまして、徴収率は97.2%となっております。

歳出の主なものは、中鶴・曙下水処理場の光熱水費及び修繕料として2,070万円、下水処理場維持管理委託料として5,730万円が支出されております。

また、施設の修繕費及び公共下水道に接続するための整備費として下水道施設改良基金に10万円が積み立てられ、基金の総額は6,900万円となっております。

次に、認定第5号平成28年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成28年度決算においては340万円の黒字となっております。

歳入の主なものは、下水道受益者負担金及び公共下水道使用料で、徴収率はそれぞれ95.4%、98.7%となっております。

歳出の主なものは、公共下水道建設費におきまして、砂山地区管渠築造工事等36件の工事請負費として10億2,230万円が支出されております。

これにより、公共下水道普及率は74.1%に達し、公共下水道と地域下水道を合わせた普及率は84.8%となっております。

最後に、認定第9号平成28年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について申し上げます。

まず、利益の処分におきまして、当年度未処分利益は、剰余金2億3,040万円のう

ち、利益積立金へ5,400万円を積み立て、残余1億7,640万円を繰り越すものであります。

次に、決算におきまして、収益的収支では、6,870万円の純利益となっております。

また、資本的収支では3億2,720万円の不足を生じましたが、当年度分損益勘定留保資金等で全額補てんされております。給水状況につきましては、給水戸数は2万8,629戸で、前年度より108戸の増加となっておりますが、給水人口は、前年度より430人減少しております。

工事の状況につきましては、県道中間・水巻線配水管布設替工事、唐戸浄水場CRT制御装置更新などの改良工事23件、公道修繕工事などの保存工事752件、下水道工事に伴う配水管移設工事などの受託工事5件が行われております。

討論において、委員から「水道事業において職員が1名減っているが、水道事業は市民の命にもかかわることだと思うので、職員を減らすべきではないと思う」との意見がありました。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、認定第1号は賛成多数で、認定第4号・認定第5号は全員賛成で認定すべきであると決し、認定第9号は賛成多数で可決及び認定すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより、質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

認定第1号議案平成28年度中間市一般会計歳入歳出決算認定及び第9号議案平成28年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、反対意見を申し述べます。

まず、市民税の調定額ですが、前の年に比べて3,500万円近く減っていますが、税収は2,100万円の減ということで、調定の落ち込みに比べて1,400万円ほどの落ち込みにとどめています。これは、収納率が94.6%から95.2%へと、0.6%伸びたためであります。

市民は、このように市内経済が落ち込んでいる中でも、必死に頑張って納税をされています。市として、市民所得を配慮した財政運営が求められると思います。

次に、ふるさと納税についてですが、前の年に比べて251件、119万円が、2,135件、1,806万円と、物すごい伸びを示しています。確かに専門業者に委託を

して、そのノウハウを活用すれば、一時的にはこのような現象が起こると思います。しかし、他の市町村には、中間市が伸びた分は減収となります。しかも、新たに委託業者に支払われる手数料が生じてきますので、全体の税からは引かれることとなります。

国内全体では、減収額が前の年の1.8倍にふえたと聞きます。市町村同士を返礼品で競わせるようなこのような制度は、国に対して廃止を求めるべきだと思います。

次に、人事評価制度が、昨年度から全職員対象となっています。主要施策の職員研修の項では、職場内のメンバーが、相互に信頼関係を築き、共同して課題に取り組み、成果を上げることができる強い組織をつくることのできるように育成をするとありますが、こうした制度の目指す人事評価制度のあり方は、逆ではないでしょうか。これの中止を求めます。

中間市交通指導員の配置による駐車違反等の取り締まりが強化をされていますが、親の介護のために駐車を余儀なくされるときなどにトラブルが発生をしています。市としても一時的な駐車スペースの確保等を考えるべきではないでしょうか。

学校給食の民間委託、小学校6校中4校まで進んでいます。今後は職員の退職等を待つ、さらに進めるようですが、北九州市のような民間業者の離職率を考えますと、安全安心の学校給食の継続的確保のためにも直営が望ましいと思います。

特に委託した場合の異物の混入などが、この県下でも、国内でも問題になっています。安全安心の学校給食を確保するよう求めます。

次に、平成16年度、540人いた正職員が約100人減となり、臨時・嘱託などの非正規職員が全職員の38%にもなっています。

主要施策の職員の独自研修の項では、人権問題に対する認識を深めることにより、人権教育啓発の推進を図るとうたっていますが、現代社会における最大の差別は、このような雇用形態による賃金と待遇の差別ではないでしょうか。一時的に必要な仕事もありますので、一概に臨時職員の制度全てが悪いとは言いませんが、雇用の質まで差をつけるのは、問題だと思います。

自衛隊内生活体験研修が、前年度12人から21人になっています。憲法の尊重義務とその擁護を宣誓した公務員が、受けるべき研修としては、問題があると思います。即刻中止を求めます。

次に、中間市では、学力テストが全小中学校全児童を対象に年2回実施をされています。もともとは、民主党政権時代には、3割抽出方式でしたが、現政権になってから全員対象方式に変えました。それでも全国的には、小学校6年生と中学3年生に特化して実施をしていますが、中間市では、全学年に年2回実施をしています。

結果が向上しているとの報告もありましたが、通常の試験とは違い、答えが正しいか否かの結果は受けませんが、なぜ間違えたのかの報告はなされないと聞いています。この試験のために授業内容にも影響を受けているようですので、中止を求めます。

御座ノ瀬・中ノ谷線の工事につきましては、平成29年度で終了いたしますが、このような不急な工事、慎重に取り組む姿勢が必要だと思います。

次に、水道事業会計ですが、相変わらず、民間委託が一部で行われています。正職員での対応を求めます。

以上の理由から、平成28年度の一般会計と水道事業会計の決算認定には、反対をいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

認定第2号議案平成28年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定、認定第7号議案平成28年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定、認定第8号議案平成28年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対意見を申し上げます。

認定第2号議案国民健康保険についてですが、市町村が運営する国民健康保険税では、住民の支払い能力を超える保険料が各地で大問題になっています。平成27年度は7,000万円、平成29年度は4,000万円引き上げしており、全国平均の0.585の所得水準しかない中間市民にとって、重い負担となっています。国民健康保険税の加入者は、全市民の約3割にも上り、自営業や失業者、年金生活者、非正規労働者などで支えられた困窮度の高い保険制度です。

1984年度から2014年度の間、市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合は、50%から24%へと半減しました。国庫負担の大幅な引き上げと、市税の運用見直しを求めるものであります。

子ども医療費は、遠賀4町が中学校3年生まで入院費、通院費とも無料で、岡垣は来月から実施になっています。中間市も遠賀4町に続いて実施を求めるものであります。

認定第7号議案介護保険についてですが、平成28年10月から、要支援1・2の方への予防給付を自治体が独自に実施する地域支援事業に移行しました。これは、要支援者を国の制度から切り捨てるものです。要支援者への支援をボランティアや無資格者に移行させることは、介護の重度化を進めるものであり、介護の専門性を否定するものです。介護を必要とする方の身体状況は十人十色です。一人一人の身体状況を把握し、必要なことを見逃さず、関係機関と連携しなければなりません。

生活の中での異常の早期発見は、専門的な視点があればこそです。軽度給付の縮小、切り捨ては、短期的に見れば、給付費の削減効果が認められるかもしれませんが、中長期的に見れば、かえって重度化を加速することになり、給付費の増大をもたらすこととなります。

認定第8号議案後期高齢者医療制度についてですが、全国で1,600万人が加入して

おり、中間市では、後期高齢者医療被保険者は7,798人です。75歳になった人が、それまで加入していた国民健康保険などから切り離され、別枠の医療保険に囲い込まれ、負担増などが迫られる仕組みです。

2008年の制度開始時は、所得割率9.24%でしたが、2016年度では11.17%になり、高齢者の生活を圧迫する重大要因となっています。年齢で切り離す差別制度を廃止し、減らされてきた高齢者医療に対する国庫負担を増額し、保険料窓口負担の軽減を求めるものです。

以上の理由から、平成28年度国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計歳入歳出決算認定には、反対いたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより、認定第1号から認定第10号までの平成28年度各会計決算認定10件を順次採決いたします。

議題のうち、まず認定第1号平成28年度中間市一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、認定第1号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号平成28年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号平成28年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであ

ります。本決算は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定すること
に決しました。

次に、認定第4号平成28年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いてを採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするもので
あります。本決算は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定すること
に決しました。

次に、認定第5号平成28年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いてを採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするもので
あります。本決算は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定すること
に決しました。

次に、認定第6号平成28年度中間市公共用地先行取得特別会計歳出決算認定につ
いてを採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするもので
あります。本決算は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定すること
に決しました。

次に、認定第7号平成28年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立
により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は、
委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立多数であります。よって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第8号平成28年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第9号平成28年度中間市水道事業特別会計利益の処分及び決算認定について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決及び認定すべきであるとするものであります。本案は、委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、認定第9号は、委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに決しました。

次に、認定第10号平成28年度中間市病院事業会計決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、認定第10号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第11. 第32号議案

日程第12. 第33号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第11、第32号議案及び日程第12、第33号議案の条例改正2件を一括して議題とし、市民厚生委員長の報告を求めます。

中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第32号議案及び第33号議案に

ついて、審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第32号議案中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきまして、申し上げます。

今回の条例改正は、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業及び社会福祉法人等による生計困難者などに対する介護サービスに係る利用者負担軽減制度事業において、個人番号を活用した効率的な情報管理を行うことを目的とするものです。

改正の内容でございますが、中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に従い、個人番号の収集、利用等を行う事務、情報等を条例に追加し、市民の利便性向上、行政事務の効率化を図るため、一部を改正するものです。

なお、条例の施行日につきましては、平成29年10月1日となっております。

討論において、委員から、「行政事務の効率化だけ図るのではなく、個人番号の情報漏えいの安全管理体制等も整えるべきである」という意見がありました。

次に、第33号議案中間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、申し上げます。

今回の条例改正は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、条例で定める必要が生じたため行うものです。

改正の主な内容でございますが、介護保険法施行規則において、主任介護支援専門員についての、資格要件、更新期間等の規定が改められたことから、同様の改正を行うものです。

なお、条例の施行日につきましては、平成29年10月1日となっております。

最後に、採決いたしました結果、第32号議案は賛成多数で、第33号議案については全員賛成で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより、質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

第32号議案中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、反対意見を申し述べます。

内閣府のホームページを見ると、マイナンバーカードの市町村別交付枚数は、人口に対

する交付枚数が8.4%と低くなっています。個人番号の記載がなくても、それをもって受理されないということはなく、安全管理体制の不十分なことによる情報漏えいのリスクがぬぐいされません。行政にとって便利だというだけで、国民にとっては、無用のものです。

以上で、反対意見を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより第32号議案及び第33号議案の条例改正2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第32号議案中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第32号議案は、委員長の報告とおり可決することに決しました。

次に、第33号議案中間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第33号議案は、委員長の報告とおり可決することに決しました。

日程第13. 第35号議案

日程第14. 第36号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第13、第35号議案及び日程第14、第36号議案の市道路線2件を一括議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。

植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第35号議案及び第36号議案について、審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第35号議案中間市道路線の認定について申し上げます。

今回、認定される路線は、大根土団地25号線及び大根土26号線の2路線であります。この路線につきましては、従来から当該地域住民の方の生活道路として利用されておりますので、認定するものとなっております。

次に、第36号議案中間市道路線の変更について申し上げます。

今回変更される路線は、御館・走下線の1路線であります。

この路線につきましては、終点先にある私有地が公衆用道路として利用されることを理由に、所有者から寄附を受けたことに伴い、終点の変更を行うものとなっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決しましたところ、第35号議案、第36号議案ともに全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより、質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより第35号議案及び第36号議案の市道路線2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第35号議案中間市道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第35号議案は委員長の報告どおり可決することに決しました。

次に、第36号議案中間市道路線の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報

告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第36号議案は委員長の報告どおり可決することになりました。

日程第15. 第37号議案

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第15、第37号議案庁舎本館耐震補強工事変更契約についてを議題とし、総合政策委員長の報告を求めます。

中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長(中野 勝寛君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第37号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

災害時に対策本部が設置されることになる市庁舎本館の耐震補強工事については、地下1階及び1階の補強は既に完了し、現在2階の補強工事が行われているところであります。しかし今後、3階及び4階の補強工事を進めていくに当たり、4階の議場天井の鉄骨材に吹きつけられている耐火被覆材にアスベストが含まれていることが判明したことから、その除去作業を行う必要が生じました。加えて、1階市民ホール等の照明器具のLED化や屋上防水改修、外壁改修等の追加工事を行うこととした結果、本工事の契約金額を6,664万8,960円増額し、2億710万円に変更するものであります。

なお、当事業の財源としては、充当率100%、地方交付税措置率70%の有利な起債である緊急防災・減災事業債を活用する予定とのことであります。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長(下川 俊秀君)

これより、質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより第37号議案庁舎本館耐震補強工事変更契約についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第37号議案は、委員長の報告どおり可決することに決しました。

日程第16. 第38号議案

日程第17. 第39号議案

日程第18. 第40号議案

日程第19. 第41号議案

日程第20. 第42号議案

日程第21. 第43号議案

日程第22. 第44号議案

日程第23. 第45号議案

日程第24. 第46号議案

日程第25. 第47号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第16、第38号議案から日程第25、第47号議案までの平成29年度各会計予算10件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第38号議案及び第43号議案のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第38号議案平成29年度中間市一般会計予算について、その概要を申し上げます。

今回の予算は、本年7月の選挙によって新しい市長及び議会構成が決まりましたことから、3月に成立しておりました暫定予算額を含む通年予算が調製されたものであります。

一般会計全体の予算総額は、歳入歳出それぞれ178億120万円となっております。

歳入の主なものとして、地方交付税及び臨時財政対策債は、9月補正後の予算額と比較すると、前年度から1億5,230万円減額の57億7,110万円となっております、

地方消費税交付金も、前年度と比べ1億420万円減額の7億8,250万円となっております。一方、寄附金については、ふるさと納税件数の増加等により前年度から2,640万円増額し、3,140万円が計上されております。

次に、歳出の主なものとして、暫定予算に計上されていなかった主なものとしては、まず総務費において、公共施設予約システムの整備に20万円、ふるさと納税の管理業務委託料に1,880万円が計上されております。また、教育費において、中底井野集会所内舗装工事費として160万円、なかまっ子放課後イングリッシュスクール事業に要する経費として460万円がそれぞれ計上されております。

討論において、委員から「英語教育が低年齢化しているが、日本語をしっかりと理解した後に英語に力を入れるべきでは」、「基金の取り崩しが進んでいる危機的状況下では、基金繰入金を計上しての予算編成の方法は見直すべきでは」との意見がありました。

次に、第43号議案平成29年度中間市公共用地先行取得特別会計予算について、その概要を申し上げます。

主な内容といたしましては、歳入として市債10万円、歳出として公有財産購入費10万円のみで計上となっており、予算の総額を歳入歳出それぞれ10万円とするものであります。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第38号議案は賛成多数で、第43号議案は全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第38号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分、並びに第39号議案、第40号議案、第44号議案、第45号議案、第47号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第38号議案平成29年度中間市一般会計予算につきまして申し上げます。

まず、市民部の歳入の主なものとして、市税39億2,280万円が計上されております。その内訳は、市民税17億2,800万円、固定資産税14億5,580万円、都市計画税2億9,540万円、軽自動車税1億530万円、たばこ税3億3,820万円となっております。

次に、市民部の歳出の主なものとして、総務費のうち諸費として、市税の過年度の還付金1,800万円、戸籍住民基本台帳費として、1億2,410万円が計上されております。

次に、保健福祉部の歳入の主なものとしましては、国庫負担金32億1,150万円、国庫補助金1億8,570万円、県負担金8億4,010万円、県補助金2億3,490万円となっております。

次に、保健福祉部の歳出の主なものとしましては、障害者福祉費として、障害者自立支援医療費及び生活介護サービス介護給付費等の扶助費9億7,900万円、老人福祉費として、後期高齢者医療療養給付費負担金6億7,510万円が計上されております。

次に、児童福祉費では、子ども・子育て支援費として9億560万円が計上されております。

次に、生活保護費では、扶助費として23億7,420万円が計上されており、その内訳は、医療扶助費13億8,930万円、生活扶助費6億9,750万円、住宅扶助費2億360万円となっております。

次に、保健衛生費では、予防費として1億8,660万円が計上されております。

討論において、委員から「マイナンバーに関する予算が計上されているが、プライバシーの侵害やなりすまし等の犯罪の危険性があることから反対する」などの意見がありました。

次に、第39号議案平成29年度中間市特別会計国民健康保険事業予算につきまして申し上げます。

歳入の主なものとしまして、国民健康保険税9億2,390万円が計上されております。

また、国庫支出金として16億2,470万円、療養給付費交付金として1億5,930万円、前期高齢者交付金として14億7,530万円、県支出金として3億5,650万円、共同事業交付金として16億4,980万円、繰入金として5億4,320万円、諸収入として13億3,270万円が計上されております。

次に、歳出の主なものとしましては、保険給付費として40億9,870万円、後期高齢者支援金等として6億6,980万円、介護納付金として2億3,210万円、共同事業拠出金として15億9,220万円が計上されております。

以上により、予算の総額は、歳入歳出それぞれ80億6,663万円となっております。

討論において、委員から「国保の加入者は、失業者、年金生活者等の低所得者が多いことから、国庫負担を増額すべきである」などの意見がありました。

次に、第40号議案平成29年度中間市住宅新築資金等特別会計予算につきまして申し上げます。

歳入の主なものとしましては、住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金として140万円、諸収入として、貸付金元利収入3億4,930万円が計上されております。

次に、歳出の主なものとしましては、住宅新築資金等貸付金の回収に要する経費として230万円、前年度繰上充用に要する経費として3億4,840万円が計上されております。

以上により、予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,080万円となっております。

次に、第44号議案平成29年度中間市介護保険事業特別会計予算につきまして申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳入の主なものといたしまして、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料として9億8,230万円、保険給付費等の歳出に対する国庫支出金として、10億9,810万円、支払基金交付金として13億1,270万円、県支出金として7億590万円、繰入金として7億4,360万円などが計上されております。

次に、歳出の主なものといたしまして、介護サービス利用に伴う保険給付費として44億6,520万円、高齢者の地域での生活を総合的に支援する地域支援事業費として3億860万円、総務費として1億4,120万円が計上されております。

以上により、保険事業勘定においては、歳入歳出それぞれ49億7,808万円となっております。

次に、サービス事業勘定の歳入の主なものといたしまして、予防給付費収入として4,440万円が計上されております。

次に、歳出の主なものといたしまして、職員人件費及び予防給付ケアプラン作成委託料等の居宅介護支援事業費として4,440万円が計上されております。

以上により、介護サービス事業勘定においては、歳入歳出それぞれ4,440万円となっております。

討論において、委員から「高額介護サービス費の負担上限が引き上げとなったが、低所得者にとって死活問題であり、やめるべきである」などの意見がありました。

次に、第45号議案平成29年度中間市後期高齢者医療特別会計予算につきまして申し上げます。

歳入の主なものといたしまして、後期高齢者医療保険料として5億9,940万円、一般会計繰入金として1億9,240万円が計上されております。

次に、歳出の主なものといたしまして、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金として、8億740万円が計上されております。

以上により、予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億1,280万円となっております。

討論において、委員から「特例の軽減措置がなくなり負担増になる。75歳以上の高齢者を別枠とした医療制度は廃止すべきである」などの意見がありました。

次に、第47号議案平成29年度中間市病院事業会計予算につきまして申し上げます。

まず、収益的収入及び支出といたしまして、収入については、病院事業収益として21億7,850万円が計上されております。

このうち医業収益として20億2,520万円が計上され、その内訳は、入院収益7億9,800万円、外来収益11億2,010万円、負担金4,830万円などとなっております。

また、医業外収益として、1億5,320万円が計上されており、その内訳は、他会計補助金4,480万円、負担金交付金5,060万円、長期前受金の戻入金5,060万円などとなっております。

支出については、病院事業費用として、21億7,760万円が計上されております。

このうち医業費用として、給与費11億900万円、薬品等材料費6億2,580万円、委託料等経費3億2,820万円などとなっております。

また、医業外費用として1,790万円、特別損失として1,600万円が計上されております。

次に、資本的収入及び支出といたしまして、収入については1億5,630万円が計上され、その内訳は、固定資産整備企業債1億1,000万円、他会計負担金4,630万円となっております。

支出については、1億8,560万円が計上され、その内訳は、器械備品等購入費1億1,000万円、企業債償還金7,560万円となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第38号議案、第39号議案、第44号議案、第45号議案は賛成多数で、第40号議案、第47号議案については、全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第38号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分、並びに第41号議案、第42号議案及び第46号議案の予算4件について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第38号議案平成29年度中間市一般会計予算につきまして申し上げます。

歳入の主なものは、住宅市街地総合整備事業費補助金として、中鶴地区建替事業に伴う補助金に1億2,110万円が計上されております。

次に歳出の主なものは、商工費では、11月のフットパス全国大会にあわせて実施する花火打ち上げや、舞台イベントに係る委託料等に1,030万円が計上されております。

土木費では、道路新設改良費において、平成29年度中に完了予定の御座ノ瀬・中ノ谷線バイパス道路新設工事等の工事請負費に1億3,140万円、都市計画費において、垣生公園の池周辺整備工事、御座ノ瀬山ポケットパークの整備工事の工事請負費として4,700万円が計上されています。

また、住宅費において、中鶴地区建替事業に伴う用地購入に1億5,810万円、それに伴う建物補償に7,950万円が計上されております。

消防費では、一般社団法人「日本損害保険協会」から高規格救急自動車の寄贈を受けることに伴い、その車両に搭載する高度救命処置用資器材の購入に1,480万円が計上されております。

討論において、委員から「消防職員が1名増ということではあるが、定数には足りていないので、なるべく定数に近づけてほしい」との意見がありました。

次に、第41号議案平成29年度中間市地域下水道事業特別会計予算について申し上げます。

歳入の主なものは、下水道利用者からの使用料として5,060万円、一般会計からの繰入金3,860万円が計上されております。

次に歳出の主なものは、曙下水処理場及び中鶴下水処理場の維持管理委託料等に5,740万円、両下水処理場の修繕及び光熱水費として2,210万円が計上されております。

以上により、予算の総額は歳入歳出それぞれ8,920万円となっており、前年度と比較して80万円の減となっております。

次に、第42号議案平成29年度中間市公共下水道事業特別会計予算につきまして申し上げます。

歳入の主なものは、下水道受益者負担金7,730万円、公共下水道使用料として4億1,800万円、国庫補助金3億8,800万円、一般会計からの繰入金7億410万円、公共下水道事業債として7億90万円が計上されております。

次に、歳出の主なものは、公営企業会計移行業務委託料等に1,240万円、流域下水道処理負担金等に3億5,240万円、深坂一丁目地内管渠築造工事ほか20件の工事請負費として8億9,490万円、ガス・水道管等の支障管移設補償費に5,000万円、流域下水道事業に要する建設費負担金に7,480万円、公債費の元金償還金を5億6,220万円、同じく利子償還金として2億3,620万円が計上されております。

以上により、予算の総額は歳入歳出それぞれ23億6,800万円とするものとなっており、前年度と比較して570万円の減となっております。

次に、第46号議案平成29年度中間市水道事業会計予算につきまして申し上げます。

平成29年度の給水戸数は、中間市と遠賀町を合わせて2万7,687戸を予定し、1日当たりの平均給水量は1万7,602立方メートルと見込まれております。

収益的収入については、水道事業収益11億1,290万円が計上され、その主な収益は、営業収益では、給水収益として9億3,560万円、営業外収益では下水道工事に伴う配管移設工事補償費で4,860万円が計上されております。

収益的支出について水道事業費用では、10億8,510万円が計上され、主な費用といたしましては、営業費用では原水及び浄水費において浄水場運転監視業務委託、浄水汚泥運搬費等に2億5,570万円、配水及び給水費において、配水管修繕工事費等に

8,650万円、減価償却費として3億6,940万円が計上されております。

また、営業外費用では受託工事費において、下水道工事に伴う配水管移設工事費等で4,860万円が計上されております。

その結果、平成29年度は、消費税込みで2,780万円の純利益が見込まれております。

次に、資本的収入については2億1,690万円が計上されており、その主なものは、建設改良企業債2億円となっております。資本的支出については6億7,400万円が計上され、その内容は、配水管の老朽化に伴う配水管布設替工事を重点的に行う予定となっております。主な工事といたしましては、中間地区において、県道中間・水巻線配水管布設工事等が16件、遠賀地区において、国道3号線配水管布設替工事等が8件で、総件数24件を予定しております。以上の建設改良事業については、総事業費4億5,750万円を実施することとなっております。

なお、資本的収支の不足額4億5,710万円は、当年度分損益勘定留保資金等により全額補てんが予定されております。

討論において委員から「昨年度に比べ委託料がふえているが、水道事業においては、職員の力によってやってほしいので反対する」との意見がありました。

最後に、それぞれ採決しました結果、第38号議案、第46号議案は賛成多数、第41号議案、第42号議案は全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより、質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。柴田芳信君。

○議員（4番 柴田 芳信君）

第38号議案平成29年度中間市一般会計予算及び第46議案平成29年度中間市水道事業会計について、反対意見を申し述べます。

今回の予算は、3月の暫定予算に対する本予算であります。本筋の討論は、既に3月議会で同僚議員から申し述べておりますので、今回は暫定予算も含んだ予算全体として反対をいたします。

その中で、人事評価制度につきましては、6月の勤勉手当でプラス2%を2名、マイナス2%1名の執行がなされております。このような職員同士を争わせるような制度は、全体の奉仕者としての職員間の輪を崩すだけであり、百害あって一利なしだと思いますので、

即刻中止を求めます。

英語教育が小学校低学年まで踏み込んできていますが、日本語の習得に必死な低学年に外国語の押しつけは、混乱をもたらすだけだと思います。中止を求めます。

次に、第46号議案の水道事業会計であります。水は、市民の命と暮らしに直結いたしております。管理運営の民間委託の中止を求めてまいります。

また、市民にとっては、大切な部署でもあり、技術継承も含め、職員の削減はすべきでないという事由で反対いたします。

以上により、第38号議案、第46号議案には反対いたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

第38議案平成29年度中間市一般会計予算について、討論を行います。

平成29年度予算では、基金繰入金が6億7,000万円計上されておりますが、使い道はほぼ社会保障費などの経常経費であるとの説明を受けております。これまでも当初予算で基金繰入金を計上しての予算編成は行われておりましたが、平成20年に基金残高が30億円まで減少してからは、予算執行段階での財政努力により、基金を繰り入れることなく積み増し、平成26年には、36億2,000万円まで回復させることができました。

しかし、6年をかけて6億強増額した基金が、平成27年は1億9,000万円、平成28年は9億円が取り崩され、たった2年で11億円近く減額となり、25億3,000万円になっております。

仮に今年度、予算どおり執行され6億7,000万円基金を繰り入れますと、基金残高は18億9,000万円となり、20億円を割り込んでしまいます。そのうち、歳入不足や災害など、不測の事態に使える財政調整基金に至っては、4億9,000万円と、5億円に満たない状況になってしまいます。

ちなみに、平成27年度決算の福岡県の資料を見ますと、遠賀4町の基金残高は、40億円から50億円台で、県下26市の最低基金残高は26億円でありました。残念なことではありますが、本市の基金残高は、県下でも最低レベルと言える状況になっております。

平成28年度決算の経常収支比率が99.4%との財政状況から見ましても、予算執行段階での歳出抑制はもとより、予算組立段階から経常経費の徹底した見直しによる歳出削減が急務であります。ここまで基金残高が落ち込んでいる危機的現状で、単に歳入不足を補うため、基金繰入金の計上を行うような予算編成の方法は、早急にやめるべきであります。新年度予算の編成時に留意していただきたく、あえて意見を付しての賛成とさせていただきます。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

第39号議案平成29年度中間市特別会計国民健康保険事業予算、第44号議案平成29年度中間市介護保険事業特別会計予算、第45号議案平成29年度中間市後期高齢者医療特別会計予算について、反対意見を申し述べます。

第39号議案平成29年度国民健康保険についてです。

年金生活者や失業者など、低所得者が多く加入している国民健康保険は、高い国保税の要因になっています。市税運用の見直しや国庫補助の大幅な引き上げを求めるものです。

第44号議案平成29年度介護保険についてです。

高額介護サービス費の上限額を現業の3万7,200円から4万4,000円に引き上げとなります。利用者負担が1割負担者のみの世帯では、これまでの月額上限の12カ月分の年間上限額を設けていますが、3年間の時限措置です。制度の改悪は、低所得の年金生活者にとって死活問題であり、中止を求めるものです。

第45号議案平成29年度後期高齢者医療についてです。

4月から低所得世帯に対する保険料の軽減措置が縮小され、所得に応じて支払う所得割は、5割軽減から2割に縮小され、元会社員の扶養家族などの定額部分も9割から7割に減らされています。

相次ぐ負担増は、貧困と格差の是正に逆行しています。75歳以上の人だけを別枠の医療保険に囲い込む制度は、廃止すべきです。

以上の理由から平成29年度中間市特別会計国民健康保険事業予算、介護保険事業特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算には、反対をいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより第38号議案から第47号議案までの平成29年度各会計予算10件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第38号議案平成29年度中間市一般会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第38号議案は、委員長の報告のとおり可決することに

決しました。

次に第39号議案平成29年度中間市特別会計国民健康保険事業予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立多数であります。よって、第39号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に第40号議案平成29年度中間市住宅新築資金等特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第40号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に第41号議案平成29年度中間市地域下水道事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第41号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に第42号議案平成29年度中間市公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第42号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に第43号議案平成29年度中間市公共用地先行取得特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第43号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に第44号議案平成29年度中間市介護保険事業特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第44号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に第45号議案平成29年度中間市後期高齢者医療特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第45号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に第46号議案平成29年度中間市水道事業会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第46号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に第47号議案平成29年度病院事業会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第47号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第26. 意見書案第8号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第26、意見書案第8号オスプレイの国内での飛行停止を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

意見書案第8号オスプレイの国内での飛行停止を求める意見書（案）について、提案理由を説明いたします。

米国海兵隊普天間基地所属の垂直離着陸機MV22オスプレイが名護市の沿岸から800メートルの浅瀬に墜落をし、大破をいたしました。その事故から間もない、ことし8月にオスプレイでまたまた墜落事故を起こしています。それだけではありません。8月9日には、同型機がエンジンから白煙を吐くという異常のため、大分空港に緊急着陸をしましたが、後にわかったことでは、もう1機、別にやはりエンジントラブルのため飛行不能となり、岩国基地に1カ月間もとどまっている機があることもわかりました。北海道の訓練には、6機参加予定でしたが、この1機は、最初から加わらず、もう1機は参加後、異常が発生した模様であります。

このような異常だらけの危険機をこれ以上、日本の上空を飛ばすことはやめるべきです。このような日本の安全にとっても、私たちの命や暮らしにとっても、危険この上ない飛行機は、我が国から即刻撤去することを求めます。

米軍の航空機には、日本では、当然義務づけられている航空法の適用が除外をされています。元来、市街地で300メートル以上、それ以外でも150メートル以上の飛行が義務づけられていますが、米軍機に限っては、この法適用が除外をされています。また、エンジン停止時に米国でも日本でも、法で義務づけられているオートローテーション機能もこのオスプレイにはありません。

もともとオスプレイは、奇襲作戦を目的とした飛行機ですので、超低空飛行でレーダーにかからないような訓練が日常です。しかもそのための空中給油訓練を日夜のべつなく繰り返しています。そのような危険な訓練を繰り返す、しかも欠陥機を私たちの暮らす上空を飛ばさせることは、許されないと思います。

今、佐賀空港への配備が難航していますが、築城や芦屋基地への配備も検討されているようであります。即刻、国内での飛行を中止するよう求めて、提案理由の説明を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第8号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第8号オスプレイの国内での飛行停止を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において、本案に対する可否を裁決いたします。

本案について議長は、否決と裁決いたします。よって、意見書案第8号は否決されました。

日程第27. 意見書案第9号

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第27、意見書案第9号「ふるさと納税制度」の廃止を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。柴田芳信君。

○議員(4番 柴田 芳信君)

意見書案第9号ふるさと納税制度の廃止を求める意見書案について、提案理由を申し述べます。

ふるさと納税は、名前のとおり、自分のふるさとを応援し、貢献する仕組みだとの触れ込みで導入をされてまいりました。総務省のホームページによりますと、年収650万円の給与所得者で、扶養家族が配偶者と子ども1人の人が、ふるさとなどの自治体に8万円を寄附すると、7万8,000円が、本来その人が居住地の自治体に納めるべき住民税などが控除をされてまいります。

そして、この人のふるさと納税の控除上限額は9万7,000円であります。自治体の多くが寄附を受けた額の4割ないし5割相当の返礼品を送るので、寄附した人にとってはこんないい話はありません。寄附を受け入れる自治体にとってもすこぶるいい話であります。寄附額の半分程度を返礼品に当てたとしても、残り半分は丸々収税になります。しかし、その一方で、他の市町村に寄附した人の居住地の自治体では、税の目減りをしいられるわけであります。

総務省のホームページには、ふるさと納税は自分が生まれたふるさとだけでなく、お世話になった自治体や応援したい自治体なども対象になりますと書いてあります。縁もゆかりもなくいい、単に返礼品目的で応援しても構いません。

全国の自治体では、特産品の中でより魅力的な商品は何か、品ぞろえに知恵を出しています。努力が実って寄附がたくさん集まれば、自治体の財政は潤うからであります。しかし、このように自治体同士が税の取り合いをするようなことでよいのでしょうか。

また、このような制度が現にある以上、全国の自治体はやむを得ずそれに加わらざるを得ない状況下にあります。自治体をこのような競争に駆り立てる仕組みをつくった国の責任は重いと思います。

2001年に発足した小泉内閣は、三位一体改革と称して地方交付税を大幅に削減しました。税源移譲名目で個人住民税の税率を富裕層も庶民も一律の10%としました。改定前は5%、10%、13%でした。国民の6割は税率5%だったため、税金が倍増、巨額の住民税滞納が発生しています。このような中で、ふるさと納税は即刻やめるべきであります。

以上のことから、議員の皆さん方のご賛同をお願いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第9号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第9号「ふるさと納税制度」の廃止を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立少数であります。よって、意見書案第9号は否決されました。

日程第28．意見書案第10号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第28、意見書案第10号核兵器禁止条約に世界最初の被爆国として条約参加を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

意見書案第10号核兵器禁止条約に世界最初の被爆国として条約参加を求める意見書案について提案説明をいたします。

7月7日、核兵器を違法化する核兵器禁止条約が122カ国の賛成で採択をされました。これは国際社会が核兵器を違法化し、悪の烙印を押すものとなりました。

広島、長崎への原爆投下から72年、核兵器を法的に禁止することは被爆者の長年の願いであり、日本国民の大多数の思いが結実したものとなりました。

核兵器禁止条約は、核兵器禁止を規範にしようという国際社会の意志が示されたものです。軍拡をし、核開発を推し進めた結果、平和になったのでしょうか。核抑止論が幻想だということがよくわかります。核兵器の威嚇によって、他の国を核で脅し、みずからの支配を押しつけることで、さらなる核開発がこれまで推し進められてきました。

それと、核保有国は、自国民が死亡するリスクをとってまで日本を守るのでしょうか。冷静に考えれば誰にでもわかります。核と人類は共存できません。唯一の戦争被爆国である日本は条約を批准し、核兵器禁止が世界のルールになるよう力を尽くすときです。

核兵器禁止条約に世界最初の被爆国として条約参加を求める意見書についての提案理由を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第10号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

意見書案第10号に対して反対討論を行います。

核兵器禁止条約は、本年7月に国連で採択がされました。核兵器を違法化する初めての

規範であり、核兵器のない世界への大きな一歩であることは間違いなく、高く評価するものではありません。

ただし、核保有国と日本や韓国、北大西洋条約機構（NATO）加盟国などの核保有国のいわゆる「核の傘」に国の安全保障を依存している国々は会議には参加しませんでした。

この採択をめぐって、核兵器の非人道性を訴えて条約を推進してきた国々と、核兵器によって戦争を防ぐという核抑止力論を主張する核保有国との溝が深まってしまったのも事実であります。しかし、現実の国際政治の中で核が存在することは事実であり、核保有国を抜きにして核廃絶を実現することはできません。

余談ではありますが、御党の委員長が2年ほど前に明言されました。「北朝鮮にリアルな危機はない」とおっしゃった、その北朝鮮が国是で強力に核開発に取り組んで、周辺諸国に不安を与えているのもまた事実であります。

核兵器のない世界の実現には、核兵器禁止条約の採択などをめぐって深まった核兵器保有国と非保有国の溝、亀裂の橋渡しが求められており、それこそ唯一の戦争被爆国である日本の責務であると私は考えます。

このため日本政府は、ことし5月、この条約が7月に採択されましたが、その2カ月前に賢人会議——賢い人の会議の設立を表明をいたしました。公明党の党核廃絶推進委員会などの強い主張を受けて、本年11月27、28の両日に被爆地の広島市で初会合が開催をされます。

賢人会議は、座長として白石隆前政策研究大学院大学長を含む日本人6人と核保有国のアメリカ、ロシア、中国、フランス、そして非保有国のオーストラリア、ドイツ、カナダ、そして核兵器禁止条約賛成国のエジプト、ニュージーランドの外国人10名、計16人の有識者や被爆者で構成がされます。核軍縮を実質的に進展させるための提言をまとめて、来年4月に開かれる20年NPT核拡散防止条約運用検討会議の準備会合に提出する予定であります。

冒頭にも申し上げましたように、公明党は核兵器禁止条約を高く評価しておりますし、同条約の規範のもとで核廃絶への具体的な歩みを進めてまいりたいと思っております。その上で、核廃絶は核保有国と非保有国の対話の積み重ねの上にあるとも考えております。それだけに、賢人会議を真の橋渡しのスタートと期待をしておりますし、各国が被爆の実相を共有をし、実効性ある提言がまとまるものと考えてまいりましたし、考えております。

本意見書案では、条約の参加、署名がクローズアップされておりますが、最も大事なことは、現実に核廃絶の流れをつくっていくことだと考えております。

私どもは賢人会議の開催をして、核保有国と非保有国の橋渡しを行っていくこと、これこそが唯一の被爆国である日本としての積極的な役割にほかならないものと考えております。よって、本意見書案には反対をいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

意見書に賛成の立場から討論をいたします。

一つは核抑止力論ですけれども、これは究極には逆説的に、全ての国が核兵器を持てば安全だという議論に通ずるものなんです。

今NPT等で核拡散防止条約で、ここ何十年にわたって、再三にわたって話し合いは続けてこられました。しかし、世界には1万5,000発もの核兵器が依然として存在し続け、いっどこで一触即発の事態が起きてもおかしくない状況が続いている、こういう状況に危惧して、各122もの国が自国の安全よりも世界の安全をというレベルでものを言い始めたわけです。

そうしたときに日本政府は逆に、核の傘にありながら相手との間に橋渡しをするという、ある意味ではこちらの陣地にいながら相手をこちらに引き寄せるような議論を今展開しているわけです。これこそ実効性のない、世界からも軽蔑される最大のやり方だと思います。

それと同時にもう一つ皆さんに訴えたいのは、この核兵器の問題と日本の憲法9条2項の問題です。憲法9条2項というのは、あらゆる軍事力、それと交戦権、こういったものを否定する議論ですが、実は1945年、昭和20年の8月、これは日本が敗戦をした年ですが、ドイツ、イタリアはその3カ月前に既に敗戦をしていました。そのドイツの敗戦から1カ月たった1945年、昭和20年の6月に国連憲章ができました。

この国連憲章の中身には、戦前日本が国際連盟の常任理事国として入った中でつくられたパリ不戦条約、戦争を違法とする概念、ここまであったわけですが、これは取り入れられています。ですから、ドイツ、イタリアは憲法の中に「戦争をしない」という、そういう条項は取り入れたわけです。ただし、日本にある憲法9条2項の概念はまだありませんでした。その結果、何が起きたかと言えば、アフガニスタンの戦争ではですね（発言の声あり）約50名の方が既にこの2国では亡くなられています、戦死をされています。

日本が違うのは、その後、8月の核兵器、広島、長崎の惨禍を受けて、時の総理大臣幣原喜重郎氏がマッカーサーにも提言をし、9条2項に「一切の武器をなくす」という、そして「交戦権を認めない」、こういう提言をして、これが取り入れられたのが日本の9条2項です。

日本の憲法ができて2年後に、南米のコスタリカが世界では2番目の国として、この9条2項に相当する条文を取り入れていています。今回おもしろいのが、この核兵器の廃止、禁止条約の議長を務めておられる方がコスタリカのホワイト議長です。

世界各国はこうした日本の憲法9条2項の概念に共鳴をし、ここで世界の動きが始まっているわけです。国連の中では被爆者の方々がそれこそ死に物狂いの訴えをされ、活動をされてきました。

そうした中で日本は、アメリカに唯々諾々と従い、みずからはこうした核兵器をなくす

という方向とは違う位置に立ち位置をおいて、そして橋渡しをするなどということを行っているわけです。こうした実効性のないやり方ではなく、日本政府こそ橋渡し、本当に自分が橋を渡って、そしてみんなに呼びかける立場、これが正当だと思います。

以上のことから、この意見書には賛成をいたします。

○議長（下川 俊秀君）

もうよろしいですか。（「よろしいですよ」の声あり）

ほかに討論はありませんか。中尾淳子さん。（発言の声あり）

○議員（9番 中尾 淳子君）

この意見書案には重ねて反対討論を行います。

要は、参加署名することのみで核廃絶が達成されるわけではありません。より具体的に核保有国と非保有国が有意義な対話を積み重ねていく形と考えます。その橋渡し役が唯一被爆国である日本の役割だと、再度申し上げたいと思います。

そして、北朝鮮の動向によっては有事になりかねないこのときに、日米安保が損なわれ、日本国民の生命が危機にさらされるようなことになることは絶対にあってはならないことだと考えます。それにつながる政府の行動は慎むべきだと考えますが、署名のみを主張しているこの意見書案には反対といたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。柴田芳信君。

○議員（4番 柴田 芳信君）

今の意見書に賛成の立場で参加いたします。

戦争するのも戦争をやめさせるのも、人間の力であります。国連の軍縮委員であります中満泉さん、この署名運動に対して世界各国の皆さん方と対話をし、そしてまた122カ国の皆さん方の賛同を得たという形になっています。私は署名のみだけではなくて、やっぱりそこからしか始まらない部分もあるだろうというふうに思います。

日本政府が、この署名に賛同をし、公明党さんの言われる橋渡し役、そういう部分に立って日本政府がこの署名、少なくとも署名活動には参加を、署名をするように私はお願いをしたいというふうに思っております。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第10号核兵器禁止条約に世界最初の被爆国として条約参加を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

本案について議長は、否決と裁決いたします。よって、意見書案第10号は否決されました。

日程第29. 意見書案第11号

日程第30. 意見書案第12号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第29、意見書案第11号より日程第30、意見書案第12号の意見書案2件を一括して議題とし、提案理由の説明を求めます。掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

意見書案の朗読をもって、趣旨説明にかえさせていただきます。

初めに、受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書案。

受動喫煙を防止するには、何よりもたばこの煙が深刻な健康被害を招くことを国民に啓発していくことが重要である。

厚生労働省の喫煙の健康被害に関する検討会が取りまとめた報告書（たばこ白書）では、喫煙は、肺がん、喉頭がん、胃がんなどに加え、循環器疾患や呼吸器疾患などとも因果関係があり、受動喫煙は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中と因果関係があることが示されている。また、国立がん研究センターは、受動喫煙による死亡者の数を年間約1万5,000人と推計している。

たばこの煙による健康被害についてこうした公表がある一方で、世界保健機関（WHO）は、日本の受動喫煙対策を最低ランクに位置づけている。この現状を脱し、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた我が国の受動喫煙防止対策の取り組みを国際社会に発信する必要がある。

そこで、国民の健康を最優先に考え、受動喫煙防止対策の取り組みを進めるための罰則付き規制を図る健康増進法の早急な改正を強く求める。

記。1、対策を講じるに当たっては、準備と実施までの周知期間を設けること。2、屋内の職場・公共の場を全面禁煙とするよう求める「WHOたばこ規制枠組条約第8条の実施のためのガイドライン」を十分に考慮すること。3、屋内における規制においては、喫煙専用室の設置が困難な小規模飲食店に配慮すること。また、未成年者や従業員の受動喫煙対策を講じること。4、各自治体の路上喫煙規制条例等との調整を視野に入れて規制を検討すること。

続きまして、小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書案。

インターネットの単なる普及にとどまらず、インターネットを活用したI o Tの活用分野の拡大、自動車の自動運転をも可能とするA I（人工知能）の開発など、近年におけるI T技術の発展は著しく、「第四次産業革命」とも呼ばれる大きな転換期を迎えている。

新たなニーズに対応し得る人材の確保は世界的にも共通のものとなっており、我が国においてもグローバルに活躍し得る人材を育成する上で、I Tスキルの向上は不可欠なものであるが、2016年に経済産業省が発表した資料によると、2015年時点でI T人材不足数は約17万1,000人、2030年には最大で約79万人が不足すると試算されている。

2020年にプログラミングが小学校において必修化されることに伴い、各都道府県教育委員会において、人材育成、指導内容等について、独自に試行錯誤を繰り返しているが、「どの分野に力点を置き、いかなる人材を養成すべきか」との課題は残されたままである。地域間の格差を是正するためにも、中核となる指導内容については全国共通のものとなることが求められる。

一般家庭におけるI T機器の普及は著しく、児童生徒たちは幼少期より一定程度I T機器に接することが珍しくない中で、教員に求められる技能はおのずと高いものとならざるを得ない。このことから、近年、特に顕著となっている教職員の多忙化に拍車をかけることとなりかねず、外部人材の活用など、人的あるいは財政的支援が必要となる。

従来、小中学校におけるI T機器の整備は、主に基礎自治体に委ねられてきたものの、自治体の財政力により整備状況に大きな差が生じているのが実状である。プログラミング教育において、自治体間の格差を是正するためにも、指導上必要となる機器の整備などに対する財政措置が求められる。

また、小学校でのプログラミング授業を先行実施している一部基礎自治体（千葉県柏市など）において先行して実施されているものとの整合性など、既に幾つかの課題が散見される。

そこで、以下の3点について要望する。

記。1、早期にプログラミングの指導の概要について明らかにすること。2、円滑な指導を行うため、自治体間の格差を是正するために必要な財政措置を行うこと。3、民間の人材を積極的に活用したり、小規模な自治体などにおいて適正な人員配置が困難な場合など、広域での対応を認めるなど、弾力的な人材配置を認めること。

以上、議員各位の賛同をお願い申し上げ、趣旨説明を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。柴田芳信君。

○議員（4番 柴田 芳信君）

意見書第11号受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書について、反対意見を申し述べます。

要望事項の第3項、「喫煙専用室の設置が困難な小規模飲食店に配慮すること」とありますが、趣旨説明文の中にある国民の健康を最優先に考え、罰則つき規制を図る健康促進法の早急な改正を強く求めるとあります。に対して、相反する行為ではないでしょうか。

ASEANでも多くの国々で受動喫煙防止対策が進んでおり、10カ国がたばこのパッケージに対する画像付きの警告表示を導入、タイでは公共交通機関や医療設備、政府機関はもとよりナイトクラブやバー、屋外の公共場所に至るまで、全ての公共の場所は禁煙だそうです。ブルネイでは事業所に近い歩道、禁煙が定められている建物の出入り口から6メートル以内での喫煙が禁止、またたばこの小売価格の83%がたばこ税だそうです。

フィリピンのダバオ市では、公共交通機関内、宿泊、娯楽施設、職場、屋内外問わず公共の施設、場所を全て禁煙と2002年にスモークフリー都市となりました。北京では皆さんご存じのとおり、2008年の北京オリンピック開催に際して受動喫煙防止条例が制定をされました。さらにその後、2014年に、新たに喫煙規制が制定をされ、職場の室内、公共施設の室内、公共機関での例外なしの全面禁煙が定められました。

隣の国の韓国では、2002年のサッカー日韓ワールドカップの際に、スモークフリーのワールドカップとして国のたばこに対する対策キャンペーンをあわせて行ったところ、国民の認知度を高めることに成功しました。

国際的な大きなイベントは、国内外から多くの関心が注がれ、イベントを通して一般市民への公共施策を周知し、関心を高めてもらい、国際基準のたばこ対策を広く一般市民に知ってもらいたい機会となります。

私も2005年、台湾での新幹線新設工事で1年8カ月ほど仕事をさせていただきましたが、町の小さな食堂では喫煙行為について何も言われませんでした。その後、2014年に初めての架線張りかえ工事に行ったときには、小さな食堂でも全て禁煙でありました。どの国でも日本より早くから積極的に受動喫煙防止対策に取り組み、時間をかけて現在の状況まで来ていることがわかります。分煙では意味がなく、公共の場所では全面的に禁煙としなければならないということではないでしょうか。

分煙によりたばこの煙を完全に遮断し、健康被害を防ぐことは非常に困難ですし、飲食

店の分煙化では、そこで働く従業員の受動喫煙は防止できません。分煙では費用がかかる割に効果は余り見られない、完全禁煙は簡単にでき、費用もかからないということであり、また、禁煙すれば全てが済むというわけではなく、プレーンパッケージ導入やたばこ広告の禁止、たばこ税を含む販売規制、啓蒙のキャンペーンや教育など多角的、総合的に対策を行うことが相乗効果を生み、より効果的に受動喫煙を減らすことが重要ではないでしょうか。

以上により、この意見書には反対をいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

意見書案第12号小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書案に対して、反対意見を申し述べます。

まず、この意見書の前提は、プログラミング必修化は当然としての立場ですが、まず、このようなやり方が元来の教育の目的から逸脱している点で反対をいたします。

元来教育は、一人一人の人格の完成を目的としています。しかし、今回のやり方では、国や社会が完成した人格を規定し、その定められた枠に一人一人の子どもを当てはめるように育て上げようとしています。

次に、この問題の背景には、グローバル化の中での財界戦略があり、それにこうした安倍政権の未来都市戦略があります。安倍政権特有のトリクルダウンの考え方に基づくもので、新技術を中心に新たな産業をつくることで、経済全体を活性化させようというものです。大企業が栄えれば、やがてその恩恵が全体にしたり落ちてくるという考え方からですが、実際には身近な地場産業や生活関連産業は落ち込み、アベノミクスの弊害が日本全土を覆っています。

そして、このような技術が生活向上のために使われるという保障はなく、むしろ企業の合理化、もうけの手段として使われることに問題があります。今までもパソコンの普及や電子機器の発達の中で、技術革新には目覚ましいものがありましたが、実際の現場では人員整理や特化した仕事の個人負荷の増加が続きました。大量の失業者とそれに反面する過労死の増加であります。

元来、科学技術の発展は、危険や困難の伴う仕事からの労働者の開放であり、効率化の成果物を労働時間の短縮や賃上げの中で享受するところに意味があります。しかし、現実日本社会では、大企業が400兆円を超える内部利益を上げる一方で、国民生活は疲弊しきっています。

今回のプログラミング教育も、人間より企業の利益中心の考え方が主だと思われるので、反対をいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、意見書案第11号受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立多数であります。よって、意見書案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第12号小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立多数であります。よって、意見書案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第31. 決議案第1号

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第31、決議案第1号「部落差別撤廃」に関する緊急決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。梅澤恭徳君。

○議員(12番 梅澤 恭徳君)

決議案第1号「部落差別撤廃」に関する緊急決議について、決議文を朗読し、提案理由の説明とさせていただきます。

部落差別問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重大な社会的問題である。その早急な解決は、部落差別解消法に待つまでもなく、国、地方公共団体の責務であると同時に国民共通の課題である。

さらに1996年の地域改善対策協議会の意見具申は、同和問題などさまざまな人権問題を一刻も早く解決するように努力することは、国際的な責務であると指摘している。

我々のはかかる認識に立って、これまでも部落差別など全ての差別をしない、させない、許さないという市民意識の醸成に努め、鋭意同和对策事業を実施してきた。しかしながら、心理的要因による部落差別の事象は後を絶たず、いわれなき差別によって耐えがたい苦し

みをしいられている実態がある。

さらには障がい者問題、いじめ信仰の自由に関する問題等の人権上の課題は多い。このため中間市議会は部落差別解消と、あらゆる人権問題解決に関する教育啓発活動をより積極的に取り組む必要があると強く認識する次第である。

先般、8月10日の臨時議会において、市議会議長選のさなかに傍聴者であった元中間市議会議員という公職の地位にあった人物による、市長、市議会議長に対する被差別部落差別発言がなされた。人権問題に関する教育、啓発活動をより徹底的に行うべき市議会議員の立場にあった人のこのような発言は断じて許しがたいものであるということを表明する。

本議会は、本会議場において部落差別発言があった、このことの重大性に鑑み、市長及び被差別部落を代表する諸団体並びに被差別部落の関係者の皆様、被差別部落の方々並びに全ての市民に対する公式な謝罪を行うとともに、部落差別解消に向けたさまざまな取り組みを進めていくために、部落差別解消に向けた取り組みの強化について話し合いの場を設けることを強く提言する。

本市議会は、改めて人間の尊厳を自覚し、全ての中間市民が差別のない、平和で明るい生活を保障されるように、部落差別を初め一切の差別を許さないことを表明し、ここに部落差別撤廃を宣言し、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

決議案第1号、部落差別撤廃に関する緊急決議に対して反対意見を申し述べます。

決議文の中では、部落差別など全ての差別とのうたい文句で、部落差別とその他の差別を同列で扱っています。しかし、これはどうでしょうか。

2002年、平成14年3月で同和立法は終結をしていますが、その際政府は全国の精緻な生活実態調査と国民意識調査を実施、分析の上、各界の意見聴取もして議論を重ね、万全を期して終了との結果報告をしています。

また、明確な差を前提とした解消ではなく、旧身分が差別理由として残ったもので、国

民融合の中で社会から消滅していけばよいものとした上で、特別対策から一般行政への移行を明言し、その理由として特別対策は本来時限的なもので、これまでの膨大な事業の実施で同和地区を取り巻く状況は大きく変化していること、特別対策の継続が必ずしも有効ではないことなどを上げています。

つまり、部落差別は明確な格差を前提として、その解消を図る、その他の人種や民族、男女別、障がい者、雇用における形態等の他の差別と違って、あくまでも封建時代の残滓物としての心理的差別であることを明確にしています。

そして、環境や文化等で明確にあった差については、33年間で16兆円もの予算をつぎ込み解消を図ってきました。そうした時代の進展の中で、解消に向かっている差別意識だとの認識です。解放同盟が言うような拡大再生産されているわけではないという認識です。部落差別など全ての差別という表現は、差別に対する取り組み姿勢でも適切ではないことをまず指摘したいと思います。

次に、本議会は、本会議場において部落差別発言があったことと、元市議員という公職にあった人の発言を問題とし、議会が市長及び被差別部落を代表する諸団体並びに被差別部落の関係者の皆様、被差別部落の方々並びに全ての市民に公式な謝罪を行うとともに、解消に向けた取り組みの話し合いの場を設けることを強く提言するとなっています。

議会が話し合うということですが、誰と話し合うのかの記述がありません。対象として上げられるのは、市長か被差別部落を代表する諸団体しかありません。議員発議のはずの決議が、ある指定された人々と話し合うような文章となっています。これは本当に新人議員が自分たちの意思で出したものでしょうか、私には納得ができません。

今回の事象で言えることですが、私たちは部落差別の解消ということ、ただの1人の差別発言者も出ない社会というふうには考えていません。要はそれを容認する社会か、社会的に受け入れられないかの違いであります。

全国地域人権運動総連合が、まだ全解連と言われた時代に出した部落問題解決の四つの指標というのがありますが、1番目に、部落が生活環境や労働、教育などで同和地区との格差が是正されること。2番目が、部落問題に対する非科学的な認識や偏見に基づく言動が、その地域社会で受け入れられない状況が作り出されること。3番目が、部落差別にかかわって、部落住民の生活態度、習慣における歴史的後進性が克服されること。4番目が、地域社会で自由な社会交流が進展し、連帯・融合が実現することがうたわれていますが、今回の元市議の発言などは、2番目の地域社会で受け入れられない状況が、この中間市ではもう十分に育っているのではないかと思います。

また、1番、3番、4番の内容も、一般行政の資質の向上の中でクリアされる問題だと思います。このことは15年前に、国も当時の運動団体も全員が認めて終結したわけですから、既に解決済みと言ってもよい問題だと思います。少なくとも今回の発言は、公職にあったものの発言として一般的な市民感情としては受け入れられない環境ができていると

思います。

さて、このような時代錯誤の後進的な発言に対する最善の策は、市長、議長とも公職にあるわけですから、個人に対する失言として名誉棄損で訴えることが肝要ではないでしょうか。個人で判断することですから強制はできませんが、日本国憲法に照らして、違法であることを確認することで、十分社会的認知も図られると思いますし、名誉棄損が証明されれば、社会的にこのような発言が許されないことが証明されることにもなります。

今回の対応を見て思うのは、運動団体の法終結後の巻き返しです。さきに国会決議された部落差別解消推進法は、部落差別の定義もなく附則がついたことによって、単なる実効性のない法律となっていますが、努力義務で済ませていた地方自治体に責務であることを入れ込むための動きが強まっています。これに対して自民党の側からも、共産党と他の野党あるいは市民連合にくさびを打つための手段として悪用されようとしています。

かつて1960年代から70年代にかけて、安保闘争の高まりの中で高揚した革新勢力の分断のために、不公正・乱脈な同和行政が導入をされました。そのときと似ています。全国的に革新自治体が、社会党と共産党の分断という形で次々に壊されました。中間市の今回のこの動きも、そうした動きと符合していると私は見えています。

そして、この中間市では、1960年代後半から同和行政の傷跡がまだ住宅新築資金の億の単位の焦げつきという形で残っています。同和行政も完全には一般行政に解消していません。差別をなくすとは封建時代の残滓物をなくすことを最優先にすることではなく、今のこの社会の中で最も最大に悪用されている実害のある雇用の形態の差による労働者の分断こそ最大の克服目標とすべきではないでしょうか。

民間でもそうですが、この中間市でも職員のうち非正規職員、期限つきであったり低賃金であったり、休暇も差のある職員が全職員の4割もいます。差別をなくすことは、まず、こうしたことから取り組むべきだと思います。

以上により、この決議案に対しては反対意見といたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

部落差別撤廃に関する緊急決議案に対する討論を行います。

8月10日、臨時議会開催中の議長への傍聴席からの発言は衝撃で言葉になりませんでした。しかし、休会中の市長への発言に関しましては、私は制止いたしましたし、共産党の田口議員からも制止を促す発言があったと記憶しております。

改めまして、このたびの市長、議長に対する差別発言は、極めて悪質な暴言であり、決して許されるものではないと強く認識するところです。しかしながら、発言者である前議員の個人の人間性の問題を中間市議会全体の問題と捉えることには違和感を覚えます。

また、決議文には、本議会は本会場において部落差別発言があった、このことの重大性

に鑑み、市長及び被差別部落を代表する諸団体並びに被差別部落の関係者の皆様、被差別部落の方々並びに全ての市民に対する公式な謝罪を行うとあり、あたかも私ども中間市議会に非があるかのような内容になっております。

現在の中間市議会の代表は、下川議長であります。私どもが決議案を採択するということは、差別発言の被害者である下川議長をも議会の責任者として謝罪をするということになってしまうのではないのでしょうか。

現職の議員が起こした問題ではなく、前職の議員が起こした問題であり、あくまでも個人の人間性こそが最大の問題点であるということ、被害者である議長が代表の中間市議会が謝罪を行う必要があるとは思えないこと、以上の観点から本決議案には反対とさせていただきます。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより決議案第1号「部落差別撤廃」に関する緊急決議を起立により採決いたします。本案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

本案について議長は、可決と裁決いたします。よって、決議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第32. 会議録署名議員の指名

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第32、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、安田明美さん及び米満一彦君を指名いたします。

○議長（下川 俊秀君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。よって、平成29年第4回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午後0時17分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 下 川 俊 秀

議 員 安 田 明 美

議 員 米 満 一 彦